

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について
提出された意見の提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者（計 4 件）		
受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 30 年 6 月 25 日	一般社団法人テレコムサービス協会
2	平成 30 年 6 月 25 日	株式会社ケイ・オプティコム
3	平成 30 年 6 月 25 日	KDDI 株式会社
4	平成 30 年 6 月 25 日	個人

意見書

平成30年6月25日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう
東京都中央区日本橋人形町3-10-2
フローラビル8階

氏名

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人テレコムサービス協会
かいちょう すず き こう いち
会長 鈴木 幸一

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>電気通信事業法施行規則 第二十三条の九の五 (第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項) 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 ～略～ 九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨 ～略～</p>	<p>今回の改正案に賛同いたします。 総務省殿におかれましては、引き続き、モバイル市場の公正競争環境の整備に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。</p>

以上

意見書

平成 30 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちようめ1ばん5ごう

住 所 大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 5 号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう あらき まこと

代表取締役社長 荒木 誠

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>電気通信事業法施行規則 第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>～略～</p> <p>九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨</p> <p>～略～</p>	<p>MVNO 市場ではこれまで多くの MVNO 事業者が参入してきました。その結果、MNO と MVNO 間あるいは MVNO 同士で競争が活性化され、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献してきたと考えております。</p> <p>意見募集対象となっております改正案は、移動系通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、MVNO 普及促進に資すると考えますので賛同いたします。</p>

以上

意見書

平成 30 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たかはし まこと 代表取締役社長 高橋 誠

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

電気通信事業法施行規則

該当箇所	意見
<p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>【一～八 略】</p> <p>九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨</p> <p>十 【略】</p> <p>十一 【略】</p> <p>【2 略】</p>	<p>今回の電気通信事業法施行規則改正案は、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書にある通り、「不当な差別的取扱いが行われないことを民事的に担保するために、MNOが、トラフィックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定する」という説明ですが、電気通信事業法第29条1項の2号において「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき」が業務改善命令の対象と既に規定されていることから、これは為念的规定であり、規制範囲を拡大するものではないと理解しております。</p>

以上

意見書

平成30年6月25日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

本改正に賛成である。

日本国憲法にも適う適切な改正であると思われた。

意見は以上である。